

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 健康福祉本部母子保健福祉課

法令名	児童扶養手当法	法令の番号	昭和36年法律第238号				
不利益処分の種類	支給の制限	根拠条項	第14条				
処分基準	児童扶養手当法第14条に該当するとき						
対応区分	1 聴聞の実施	処理機関	母子保健福祉課	交付機関	母子保健福祉課	目次	24
	2 弁明の機会の付与	機関		機関		NO	